

別記2

イノベーション導入助成実施要項

(目的)

第1条 競技力向上のために新たな技術や手法を導入することを支援することにより、福岡県で活動するトップアスリートを育成することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する個人（以下、アスリートという。）及びアスリートで構成される団体（以下、チームという。）とする。

- (1) 主に福岡県内で競技活動を継続していること
- (2) 公益財団法人日本オリンピック委員会及び公益財団法人日本障がい者スポーツ協会定款第44条に定める日本パラリンピック委員会の加盟競技団体が統括する競技の競技者であること
- (3) トップを目指す意欲と相応の実績を有すること

(助成対象活動)

第3条 助成対象活動は、従来と比較してアスリート及びチームの競技力の向上に大きく寄与すると見込まれる新たな技術や手法等を導入するものとする。

2 営利目的のスポーツ活動は、対象外とする。

(助成対象経費)

第4条 助成対象経費は、別表に掲げる経費のうち、理事長が必要かつ適当と認めるものとする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、助成対象経費の3分の2を乗じて得た額（千円未満切り捨て）とする。

別表（実施要項第5条関係）

【助成対象経費】

経費の区分	説明				
材料・消耗品・備品購入費	最新のトレーニング等の導入に必要となる消耗品や用具、部材、資料などの購入に要する経費。汎用性の高い用具（通常のボール、ウェアなど）は対象外。				
委託費	外部の機関・企業に対し、データ分析等を委託する際の経費。 原則として、2社以上からの見積書を徴し、委託費の妥当性を検証すること。 ただし、上記により難しい場合は、交付申請書別紙1にその理由を記載すること。				
直接人件費	本活動に直接従事する者（トレーナー等）の業務に係る時間に対応する人件費。 直接人件費 = 人件費単価（円/時間）× 助成活動従事時間 人件費単価は、対象者ごとに以下の式で計算する。 ①年棒制：基本年棒 ÷ 年間所定労働時間 ②月額制：月額基本給 × 12か月 ÷ 年間所定労働時間 ③日額制：日額基本給 ÷ 1日あたりの所定労働時間 ④時給制：当該時給額 ※基本年棒、基本給には賞与、諸手当、社会保険料は含まない。 ※人件費単価は上限 6,000円/時間、従事時間は上限 8時間/日とする。 ※人件費の助成対象経費合計額は、助成対象経費全体の合計額の50%までとする。				
外部講師受入費	外部専門家・コーチ等による指導を仰ぐための謝金。 ※茶菓子代や飲食費、交際接待費は対象外。 (謝金単価) <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>短時間（8時間以内）の場合</td> <td>6,000円以内/時間</td> </tr> <tr> <td>長時間（8時間以上）の場合</td> <td>5,500円以内/時間</td> </tr> </table> 上記により難しい場合は個別協議とする。	短時間（8時間以内）の場合	6,000円以内/時間	長時間（8時間以上）の場合	5,500円以内/時間
短時間（8時間以内）の場合	6,000円以内/時間				
長時間（8時間以上）の場合	5,500円以内/時間				
旅費	活動を進める上で必要な調査や出張のための経費（外部専門家等の招へい旅費含む） 交通費は、現に支払った額を原則とするが、最も経済的な公共交通機関を利用した経路を対象とする。ただし、やむを得ず自家用車を使用した場合、20円/kmとする。（1km未満切り上げ） 国内宿泊料は、現に支払った額を原則とするが、10,900円/泊を上限とする。				
機械装置費	活動を進める上で必要な1件10万円（税込み）以上かつ使用可能期間が1年以上の物品の購入費。				
その他の経費	活動を進めるために必要な上記以外の経費で、理事長が特に必要と認める経費。 ・研修参加料 ・機材使用にかかるライセンス料 等				

※交付決定の日より前に支出した経費、他の機関から助成を受けている経費は、助成対象経費として認められない。